植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表一（第五条の二関係）	別表一（第五条の二関係）
第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物
㈠　節足動物	㈠　節足動物
（略）	（略）
Copitarsia cornuda *Copitarsia decolora*［SYN：*Copitarsia turbata*］	*Copitarsia turbata* （新設）
（略）	（略）
（削る）	*Haplothrips nigricornis* *Haplothrips robustus*
（略）	（略）
Pagiocerus frontalis *Pammene fasciana*	*Pagiocerus frontalis* （新設）
（略）	（略）
（削る）	*Phenacoccus solenopsis*
（略）	（略）
㈡　（略）	㈡　（略）
（略）	（略）
㈢　その他無脊椎動物	㈢　その他無脊椎動物
（略）	（略）
（削る）	*Helix aspersa*
（略）	（略）
二　（略）	二　（略）
第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物
㈠　真菌及び粘菌	㈠　真菌及び粘菌
（略）	（略）
Deuterophoma tracheiphila *Diaporthe vaccinii*	*Deuterophoma tracheiphila* （新設）
（略）	（略）
㈡　（略）	㈡　（略）
（略）	（略）